

春日井市災害被災者に係る市営住宅入居取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により自ら居住する住宅が被災し、当該住宅において居住が困難になった者に対し、居住の安定を図り、生活の再建を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び春日井市財産管理規則（昭和40年春日井市規則第7号）第9条に規定する行政財産の目的外使用として、市営住宅を一時的に使用させる場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号。以下「住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。
- (2) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び住宅火災をいう。

(許可対象住宅等)

第3条 市長は、市営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、空き室がある場合に一時的な使用を許可するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により一時使用を許可する市営住宅の駐車場に空きがある場合に限り、市営住宅の使用期間と同じ期間において第5条に規定する申請者に対し許可することができる。ただし、駐車する車両が住宅条例第42条第5号の要件を満たすものに限る。

(許可対象者)

第4条 市営住宅の目的外使用の許可の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 春日井市内に居住している者（やむを得ない事情により住民登録をせず
に市内に居住している者を含む。）
- (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者（同条第1号に規定する収入要件を満たす者にあつては、
公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者）
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する
罹災証明書又は春日井市火災調査規程（平成18年春日井市消防本部訓
令第9号）第37条に規定するり災証明書（以下「罹災証明書等」という。）
の発行を受けた者及びその世帯員
- (4) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2
号に規定する暴力団員でない者

(申請手続)

第5条 市営住宅の目的外使用の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、同時に提出できない相当な理由があると認められるときは、災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可申請書を提出した日から起算して7日を経過する日までに提出するものとする。

- (1) 罹災証明書等
- (2) 申請者の本人確認ができる書類
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して行政財産目的外使用を許可することを決定し、災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、許可した日から起算して3月以内とする。ただし、市長が延長することにつき特段の事由があると認めるときは、3月を限度として期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書の規定により使用期間の延長を希望するときは、使用許可期間満了の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 延長の許可については、前条第2項の規定を準用する。

(使用料等)

第7条 市営住宅の使用料及び駐車場使用料は、春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）第6条の規定により免除する。

- 2 敷金及び保証金は、免除とする。
- 3 電気、ガス及び上下水道の使用料並びに浄化槽負担金は、目的外使用の許可を受けた者が負担する。
- 4 市営住宅の共用部分の管理に関して、入居者の負担とすべき費用については、他の入居者と同様に目的外使用の許可を受けた者が負担する。

(使用条件)

第8条 目的外使用の許可を受けた者及びその同居者（以下「使用者」という。）は、特段の事情がない限り、当初使用者以外の者を当該住宅に同居させてはならない。

- 2 使用者は、使用許可を受けた物件を第三者に転貸し、又はその使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 使用者は、当該住宅及び共同施設について、必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならない。

4 使用者は、自身の責めに帰すべき事由により、市営住宅若しくは共同施設を滅失させ、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(明渡し手続等)

第9条 目的外使用の許可を受けた者は、市営住宅を明渡しするときは、春日井市営住宅条例施行規則（平成9年春日井市規則第41号。以下「施行規則」という。）第31条に規定する明渡し届を市長に提出し、当該住宅の検査を受けなければならない。

2 市営住宅の明渡しが行われた場合の修繕及び原状回復に係る費用は、徴収しないものとする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、市営住宅若しくは共同施設を滅失させ、又は毀損したときは、使用者はこれを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(許可取消)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可取消通知書（第4号様式）により許可の取消しを通知し、市営住宅の明渡しを求めることができる。

(1) 住宅条例、施行規則、第8条その他関係規程及び市長の指示若しくは命令に違反したとき。

(2) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が市営住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可の取消しを受けた使用者は、速やかに当該市営住宅及び駐車場を明け渡さなければならない。

(損失補償)

第11条 前条の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、市はこれを補償しないものとする。

(特定入居)

第12条 使用許可を受けた者のうち、住宅条例第6条に規定する市営住宅の入居者資格条件を具備するものについては、住宅条例第5条第1号の規定により入居することができる。この場合においては、公営住宅法、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び住宅条例の規定を適用する。

2 第6条第1項ただし書の規定により使用期間を延長している場合は、前項の規定に基づく入居はできないものとする。

3 第1項の規定による入居を希望する者は、使用許可期間満了の20日前までに施行規則第4条に規定する市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市災害被災者に係る市営住宅入居取扱要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る取扱いについて適用し、同日前の申請に係る取扱いについては、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 住 所
氏 名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり市営住宅目的外使用の許可を受けたいので、春日井市災害被災者に係る市営住宅入居取扱要綱第5条の規定により申請します。

使用しようとする市営住宅	市営 住宅 棟 号				
使用しようとする駐車場	番				
使 用 目 的					
使用者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
			本人		
使 用 期 間（最長3か月）	年 月 日から 年 月 日まで				
緊急連絡先 住所 _____					
氏名 _____ 電話番号 _____					

添付書類

- 罹災証明書等
- 誓約書
- 市長が必要と認める書類

誓約書

私（申請者）及び同居人は、春日井市営住宅に入居許可申請するに当たり、次の記載事項について誓約します。

- 1 使用許可の通知後、速やかに入居し、また住居以外の用途（営業行為など）には使用しません。
- 2 公営住宅法及び春日井市営住宅条例を遵守します。
- 3 騒音、粗暴な言動、ごみ等の放置、共有部分の占有などにより他の入居者の迷惑となる行為は行いません。
- 4 当初入居者以外の者を当該住宅に同居させません。
- 5 使用許可を受けた物件を第三者に転貸又はその使用する権利を第三者に譲渡若しくは担保に供しません。
- 6 当該住宅及び共同施設について、必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持します。
- 7 私又は同居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅若しくは共同施設を滅失させ、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償します。
- 8 犬、猫等ペット類を持ち込むなどして飼育しません。
- 9 使用期間が満了したとき又はこの許可が取り消されたときは自己の責任と負担において、市長の指定する日までに、使用物件を返還します。
- 10 市が将来市営住宅に関する何らかの事業を実施する場合、協力します。
- 11 春日井市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者及び同居者を代表し、申請者本人が自筆して誓約します。

氏 名

災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可書

様

春日井市長

年 月 日付けで許可申請のあった市営住宅目的外使用については、次のとおり許可します。

使用を許可する市営住宅		市営 住宅 棟 号			
使用料	免除	敷金		免除	
使用を許可する駐車場		番			
駐車場使用料	免除	保証金		免除まで	
使用期間		年 月 日から 年 月 日			
使用者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
			本人		

1 許可条件

- (1) 公営住宅法及び春日井市営住宅条例を遵守すること。
- (2) 当初入居者以外の者を当該住宅に同居させないこと。
- (3) 使用許可を受けた物件を第三者に転貸し、又はその使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供しないこと。
- (4) 当該住宅及び共同施設について、必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持すること。
- (5) 自身の責めに帰すべき事由により、市営住宅若しくは共同施設を滅失させ、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- (6) 犬、猫等ペット類を持ち込むなどして飼育しないこと。

- (7) 使用者は、使用期間が満了したとき又はこの許可が取り消されたときは自己の責任と負担において、市長の指定する日までに、使用物件を明け渡すこと。
- (8) 市が将来市営住宅に関する何らかの事業を実施する場合、異議の申し出などは一切しないこと。また事業の実施に協力すること。
- (9) 市長が必要と認めるときは、使用の中止又は条件の付加若しくは変更をすることがあること。

2 許可の取消し

市長は、使用許可の条件に違反したとき、又は市営住宅の管理上必要があると認めたときは、使用許可を取り消すことができます。

また、許可を取り消した場合において損失が生じても、市はその損失を補償しません。

様

春日井市長

災害被災者に係る市営住宅目的外使用許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した市営住宅目的外使用許可については、次の事由により取消しますので、当該市営住宅等を速やかに明け渡してください。

1 取消の事由

2 明渡し期日 年 月 日

3 その他

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。